様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

兵庫県

整理番号	整　-　8　-　338	指定年月日・指定番号	令和８年５月７日	形　-　208	所在地	伊丹市緑ケ丘七丁目１番１並びに川西市久代五丁目478番、478番２、478番３及び605番の各一部
調製・訂正年月日	令和８年５月７日(調製）、令和８年５月14日（土地の形質の変更）、令和８年10月27日（区域の追加）					
形質変更時要届出区域の概況	事業場			面積	3,313.42　㎡	
法第14条第３項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	－					
最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	－					
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	－					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	－					
第58条第５項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨	－					

形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称
	R7.12.26	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	溶出量基準	株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング
	R8.7.14	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	溶出量基準	株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	

土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	R8.5.11	R8.11.30	掘削	防衛省　近畿中部防衛局	有	浄化等、分別等
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。